

法第百十九條及第二十條の規定に依り認定死亡の取扱ひを受けたる場合は勿論死亡者として取扱ふべきであります

一一二

問 子女何れも心身共に健全なることの健全の意義及程度如何

答 心身共に健全なりや否やは一般社會通念に依つて判断すべきものと存じます國民優生法に依る優生手術の對象となるが如き者は勿論健全と認めることが出来ません

軽度の不具、短期間又は軽度の疾病等は健全と看做して差支へありません

一一三

問 天災地變等避くべからざる事由と言ふは如何なる場合なりや具體的説明を求む

答 天災地變又は之に準ずる不可抗力に基く場合を指すのであります具體的に個々の場合を漏れなく説明することは出来ませんが例へば關東大震災、關西の風水害、三陸地方の津浪、落雷、船舶の沈没、列車の顛覆、炭坑の落盤等客觀的に見て不可抗力と認められる事由で死亡し又は不具、疾病等になつたことが明かな場合を指して居ります、工場災害等でも自己の過失に出でざること明かなものは避くべからざる事由に該當しますが其の判定は個々の場合社會通念に依り判断するより仕方がありません

一一四

問 天災地變等避くべからざる事由に因り死亡し又は健全ならざるに至つた子女を含めて十人となる場合は表彰の對象となるや

答 天災地變等避くべからざる事由に依り死亡し又は健全ならざるに至つた子女を含めて十人となる場合も勿論表彰の對象といたします

一一五

問 戦役事變等に因り死亡し又は健全ならざるに至りたる場合と云ふは如何なる場合なりや

答 戦死、戦傷病死し又は戦傷戦病のため不具疾病等に罹つた者でありまして軍人軍屬を含むのであります

一一六

問 父母及子女の性行善良なること及家庭堅實の條件につき説明を求む

答 父母及子女何れも性行善良にして世間に非難されるが如きことなく家族和合一致して堅實なる家庭を營むことを指して居ります

一一七

問 父母及子女中罪を犯したる者ある場合は如何

答 刑の執行猶豫中の者又は體刑を受けた者等は原則として性行善良なる者とは認められませんが中には刑の執行を終り又は刑の執行の免除を得た後相當期間引續き正業に従事し眞に甦生し何人が見ても性行善良と認められ表彰の對象として差支ない者もあらうかと存じます

罰金又は拘留若は科料等に處せられたる者は惡質のものでない限り表彰の對象として差支へありません

一一八

問 子女中少年教護法等に該當する者ある場合は如何に取扱ふべきや

答 少年教護院等の入院者は退院後實直なる生活に入りたる者は之を性行善良なる者と認めます

一一九

問 該當家庭の調査は現住地 本籍地何れに於て之を行ふや

答 現住地市町村に於て該當家庭に就き之を調査するのであります

一二〇

問 六月一日以後に合格或は失格したる場合は如何

答 五月末日現在の調査に於て條件に該當しないものは其の後條件に該當するに至つた場合にも表彰致しません

六月一日以後の失格は其の都度地方長官より厚生大臣宛報告されることになつてゐますから表彰期日迄に報告あつたものに對しては之に依つて表彰しないことになります

一二一

問 次年度以降は如何にされる考へなりや

答 豫算等の關係もありますから未だ確定したものではありませんが次年度以降に於ても新に表彰條件に該當するに至る家庭に對し之を繼續表彰致し度いと考へて居ります

昭和十八年産米の政府買入價格の引上げ並に補給金交付制度の決定

上げ並に補給金交付制度の決定

決戦年度に於ける食糧の國內自給を主眼として昭和十八年度に於ける米穀増産を圖るため、昭和十八年四

月二十日の食糧管理委員會は政府諮問案に基き、十八年度産米の政府買入價格の石當り三圓の引上げ並に新たに石當り十圓五十錢の補給金交付の制度を決定した。

今回の米價引上げは過日閣議決定を見た緊急物價對策要綱に基く補給制度最初の適用として注目されるが、政府がかかる大幅引上げを斷行するに至つた理由の主なる點をあげればこれによつて從來の外米依存を放擲して國內自給態勢を飽まで強行確立せんとするところに眼目が置かれたもので、これがため増産強行上生すべき生産費昂騰に對處して緊急物價對策要綱に則り適正なる生産者價格を保障するの趣旨に出たものである。その眼目は次の通りである。

一、食糧の國內自給を確保するには單に中庸農家のみならず採算悪い低位收穫農家に依存するところが大きく、且つ増産を左右する肥料對策としての自給肥料の増産は窮屈な現下農村勞力の實情を以てしては極めて困難で、かかる悪條件の下においてよく増産を圖ひ取るに價格三圓の引上げとともに十圓五十錢の補給金増額を絶對必要とした。

二、價格三圓引上げはそのまゝ消費者に轉嫁したが政府の標準賣渡價格四十六圓は最近の家計米價、率勢米價に照し消費者の負擔を加重せしむる程度のものではない。

右決定の内容に關する情報局の發表を掲ぐれば左の如くである。

情報局發表

(昭和十八年四月廿日)

政府は最近に於ける諸情勢の進展に對處し爰に「緊急物價對策要綱」及之が具體的實施方策を決定したのであるが、本要綱に則り今般昭和十八年度米價格對策要綱を決定し所要の措置を講ずることとした。その要領は次の通りである。

(一) 昭和十八年度産米の實質上の政府買入價格に付ては生産費、物價その他の經濟事情を參酌し之を石當り六十二圓五十錢に引上ぐること。

(二) 右に基き昭和十八年度産米の政府標準買入價格を石當り三圓引上げ四十七圓とすると共に生産者の自家保有米を除きたるものに對し在來の獎勵金(石當り五圓)の外補給金石當り十圓五十錢を交付すること。

(三) 右に依る米穀の政府標準賣渡價格に付ては家計費、物價その他の經濟事情を參酌し國民經濟生活に支障を及ぼさず且つ物價の悪循環を生ぜざる程度を勘案し石當り三圓引上げ之を四十六圓とすること。

なほ政府は今回の米價改訂の措置に伴ひ次の如き方針をも併せて決定した。

(一) 米穀の實質上の政府買入價格引上げは今後特別な状況の變化なき限り之を爲さざること。

(二) 米穀の實質上の政府買入價格引上に依る農家收入の増加は努めて之を貯蓄に振り向けしむるやう措置すること。

(三) 本件米價の引上に伴ひては給與、賃金の増額を爲さざることとしその他悪循環の發生防止に付十分なる對策を講ずること。

かくして政府は主要食糧の自給態勢を強力に整備し米穀生産の維持増強に資すると共に低物價堅持の方針に従ひ巨額の財政負擔をも敢て辭せざる決意の下に新米價對策を決定した次第である。なほ朝鮮及臺灣におい

ても右施策に即應し夫々米價の改訂等の對策を講ずる方針を以て目下これが具體的内容に付考究中である。従つて生産者たる農家各位は愈々米穀の増産及供出に挺身すると共に、消費者たる國民各位は戰時生活の眞隨に徹し進んでその清新簡素化に努め以て政府の意圖に協力せられんことを切望して已まない次第である。

川崎市結婚資金貸付規程等の公布

川崎市會の議決を経た川崎市結婚資金貸付規程は昭和十八年四月一日附川崎市公報號外を以て左の通り公布せられた。尙施行細則も同日告示せられた。

川崎市結婚資金貸付規程 (昭和十八年四月一日川崎市規則第五號)

第一條 本市ハ結婚獎勵ノ目的ヲ以テ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ結婚資金ノ貸付ヲ爲ス

第二條 前條ノ結婚資金(以下資金ト稱ス)ハ結婚ニ要スル資金ヲ必要トスル本市住民ニシテ市長ニ於テ適當ト認ムル者ニ對シ之ヲ貸付ク

第三條 資金貸付額ハ三百圓以内トス但シ市長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ五百圓迄ヲ限リ貸付クルコトヲ得

第四條 資金ヲ借用セントスル者ハ借入申込書ヲ提出シ市長ノ承認ヲ受クベシ

第五條 資金貸與ノ通知ヲ受ケタルトキハ保證人連署ヲ以テ所定ノ借用證書ヲ提出スベシ

前項ノ保證人ハ借入者ト連帯シテ債務履行ノ責任ヲ負フベシ

第六條 貸付金ノ利率ハ日歩一錢トシ貸付ノ翌日より之ヲ計算ス